

特集

準備はお済みですか？

平成15年分所得税 確定申告

平成16年度町県民税 申告相談

受付期間=2月16日(月)～3月15日(月)



町では、上記期間中申告相談を受付けますので、お早めに申告してください。

なお、地区日程日に申告できない人は、受付期間内に申告してください。(土・日曜日を除く)

申告しなければならない人

①平成15年中に営業、農業、配当、不動産、譲渡などの所得があった場合。

②申告書（税務署から送付されている人）

③申告者名義の預貯金通帳（確定申告での所得税の口座振替による納付又は、還付金の受領の口座振込制度利用推進のため。）

④平成15年中の所得が明らかにできる書類

⑤印かん

給与所得者で、次に該当する場合。
給与の年収が2,000万円を超える人。
2か所以上から給与等を受けていて、年末調整をしていない場合。
年末調整後に、内容に変更が生じた人。

給与所得のほかに、①のような所得がある場合。

給与所得のみの人でも、事業主が「給与支払報告書」を町へ提出していない場合。

土地などを売った人は、契約書と手数料などを証明するもの。

・ 営業・地代・家賃・配当・その他の所得の内容を証明するもの。

・ 国民健康保険税、国民年金保険料、医療費、生命保険料、個人年金保険料、損害保険料の支払いのある人は、領収書又は証明書。

申告に必要な物

③国民健康保険加入世帯の世帯主
※右記に該当しない場合（例えば、給与所得のみで、年末調整を受けている場合や所得が無く、家族の扶養になっている場合）は、申告の必要はありません。

※青色申告の人、所得税の確定申告書が届いた人及び土地・建物等の譲渡所得のあつた人は、税務署に申告してください。

・ 申告をしなかつたら・・・
・ 国民健康保険加入者は、保険税の軽減が受けられません。
・ 国民年金保険料の申請免除が受けられません。

・ 児童扶養手当が受給できません。
扶養関係の証明書などに必要な課税証明書の交付ができません。

特集

■ 所得税の確定申告・町県民税の申告相談 日 程 表 ■

●受付時間＝
午前の部
午前9時～11時
午後の部
午後1時～3時

●会 場＝
上三川町役場
3階大会議室

※日程日に申告できない人は、
別の日でも結構ですが、日によ
つては混雑しますので、で
きるだけ日程どおりにお出か
けください。

月 日	地 区 名
2月16日(月)	三ツ家・常光坊・下町1・2区
2月17日(火)	下町3・4・5区・中町・大町・東館南部・泉町・三本木
2月18日(水)	上町・東館北部
2月19日(木)	井戸川・愛宕町・願成寺・桃畠
2月20日(金)	上蒲生北部・上蒲生南部・下蒲生
2月23日(月)	五分一・三村・坂上本田・坂上河原
2月24日(火)	峰町・睦渕・しらさぎ
2月25日(水)	大山第1・2・3・4・天神町・間の田
2月26日(木)	西町・本町・城台・下多功・多功下坪・下梁
2月27日(金)	上梁・川中子1・2・3区・県営上三川・ゆうきが丘第1～5
3月 1日(月)	下神主・上神主・薄市・石田下坪・西田南・西田北・トータスホーム
3月 2日(火)	島崎・石田上坪・鞘堂・西浦・富士見台
3月 3日(水)	上郷1・2区
3月 4日(木)	上郷3・4・5区・西蓼沼
3月 5日(金)	東蓼沼西・東蓼沼東・中根・向川原・上文挾・西汗上東・露無・青雲寮
3月 8日(月)	東汗東・東汗西・西木代
3月 9日(火)	西汗上西・西汗下
3月10日(水)	磯岡・美里・並木
3月11日(木)	本郷台第1・2・日産関係・雇用促進住宅関係・友愛苑・マロニエプラザ
3月12日(金)	申 告 書 審 査 日
3月15日(月)	申 告 書 審 査 日

納税は安全で便利な振替納税を！
税金の還付は口座振込で！

今やキャッシュレス時代。振替納税は、現金を持ち歩く必要がなく、納税を忘れてしまうこともあります。手続きは簡単ですので、ぜひご利用ください。また、所得税の還付金の受取は口座振込になりますので、申告する人の取引金融機関名と口座番号を控えてきてください。

振替納税を利用する人の振替納付日は4月16日(金)です。

国民年金保険の領収書・領収済額通知書をなくしてしまった場合、納付額の確認等は社会保険事務所へお問い合わせください。

※ご照会の際は、「基礎年金番号」「名前」「生年月日」等を申し出てください。

▼問い合わせ先=宇都宮西社会保険事務所

☎ 028 (622) 4222

▼問い合わせ先=税務課 住民税係 ☎ ⑤69122



税金はムダにつかわす 有効に

正しい申告を！

所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている皆さんですが、税法に従つて自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税するという『申告納税制度』を採用しています。

確定申告をしなければならない人が申告しなかつたり、誤った申告をしますと、後で不足分を納めるだけでなく、不足税額の15%又は10%の加算税が課せられる場合があり、さらに延滞税も納めなければならぬことになります。

日曜日の確定申告受付

今年の確定申告期間中は、平日（月～金曜日）以外でも、宇都宮税務署では、2月22日・29日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。

*この2日間、宇都宮市桜2丁目の還付申告会場は開いていません。



宇都宮税務署では申告期間中は駐車場がありません

宇都宮税務署では、3月末まで駐車場にプレハブを設置しますので、駐車スペースがありません。この期間は車での来署はご遠慮ください。

国税庁ホームページで確定申告書の作成ができます

国税庁ホームページの「所得税の確定申告書作成コーナー」で申告書を作成することができ、ここで作成した申告書を税務署に提出できます。

アドレス=<http://www.nta.go.jp>

入力画面の案内に従つて金額等を入力しますと、計算結果の表示や印刷ができます。

詳しい利用方法はホームページをご覧ください。

本郷中学校 1年 中村 友美

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

「所得税の確定申告書作成コーナー」



申告書の作成がこんなに便利！

- 申告書が簡単に作成できます
画面に基づき必要な項目を入力してください。
- ご都合のいい時間に申告書の作成ができます
ホームページは24時間提供しています。

使用するプリンタ等に制限がありますので、くわしくは国税庁ホームページをご覧ください。

税のかち 見つけ出すのは わたしたち

上三川中学校

3年 市川友里恵

■ 医療費控除の計算方法 ■

$$\text{医療費控除額} = \text{医療費控除額} - \text{保険金などで補てんされる金額}$$

(最高200万円)

(どちらか少ない額)

10万円又は所得額5%

その年中に支払った医療費



- ・ 医療機関からの領収書、支払った医療費に対し社会保険などから支給を受けた療養費や分娩費のほか、給付された金額を明らかにする明細書。
- ※ 医療費とならないもの
- ・ 医師などへの謝礼
- ・ 健康診断や美容整形の費用
- ・ 疾病予防や健康増進などの医薬品や、健康食品の購入費

自己、又は生計をともにする配偶者や、その他親族のために医療費を支払った場合には、その支払金額により控除されます。

☆必要な書類等

医療機関からの領収書、支払った医療費に対し社会保険などから支給を受けた療養費や分娩費のほか、給付された金額を明らかにする明細書。

医療費控除を受けられる人へ

住宅借入金等特別控除を受けられる人へ

住宅ローンを利用してマイホームの新築や増改築をした時には、一定の要件に当てはまれば、住宅借入金等特別控除を受けることができ、所得税が軽減されます。

主要な要件等

新築住宅

・ 住宅取得後6か月以内に入居し、引き続き住んでいること。

・ 家屋の床面積の2分の1以上が、居住用であること。

・ 控除を受ける年の所得金額が、3,000万円以下であること。

・ 民間の金融機関や、住宅金融公庫などの住宅ローンを利用していること。

■ 住宅借入金等特別控除 提出（必要）書類 ■

①住民票（平成16年発行のもの）
②工事請負契約書又は売買契約書の写し（提出書類のため、コピーをお持ちください）
③建物の登記事項証明書（登記簿謄本）
④敷地等の登記事項証明書（登記簿謄本）、敷地等の売買契約書の写し（住宅敷地等の取得に係る借入金が含まれている場合）
⑤住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（平成15年12月31日現在残高）
⑥増改築などの場合は、①～⑤のほか検査済証の写し、建築確認通知書の写し、又は増改築等工事証明書
⑦平成15年分の給与等の源泉徴収票
⑧印かん及び申告者名義の預貯金口座（還付金振込用）

・ 新築住宅の要件に当てはまること。
・ その家屋の取得の日以前、20年内（マンション等の耐火建築物については25年以内）に建築されたものであること。

・ 増改築等の工事費用が、50m²以上で、しかも新築の要件も満たしていること。
・ 自己の所有している家屋で、自己的居住用に使用しているものの増改築であること。

・ 新築住宅の要件に当てはまること。
・ その家屋の取得の日以前、20年内（マンション等の耐火建築物については25年以内）に建築されたものであること。
・ 建築後、使用されたことがある家屋であること。

・ 増改築をした後の家屋の床面積が50m²以上で、しかも新築の要件も満たしていること。
・ 増改築等の工事費用が、100万円を超えるものであること。
・ 自己の居住用部分の工事費用の額が、増改築等の工事費用総額の2分の1以上であること。

輝く未来 あなたの税への 気持ちから

明治中学校 1年 小倉 理江

所得税の確定申告は 正しくお早めに!



**白色申告の人は
収支内訳書の添付を!**

事業所得や不動産所得、山林所得のある人で確定申告書を提出する人は、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。

申告書の記入に当たって!

申告書を自分で書く時は、「所得税の確定申告書の手引き」などを参考にしてください。

**納税は期限内に、
振替納税のご利用を!**

宇都宮市昭和2-1-1-7
宇都宮税務署
☎ 028(621)2151

申告書作成できたら郵送で!

申告書は、郵送で提出することができます。確定申告の期間中は申告会場が大変混雑しますので、郵送等で提出することをお勧めします。

送付・問い合わせ先

〒320-18655

にせ税理士にご注意!

確定申告の時期になりますと、税金の申告手続きなどを税理士に依頼する人が多いと思いますが、その際には、法律により税理士業務を行うことができる人に依頼してください。

納税者からの依頼による税務代理、税務書類の作成、税務相談は税理士など、法律により税理士業務を行える人にしかできないことがあります。

ところが、この時期には、税務書類の作成などを税理士に依頼する人が多いことに便乗して、税理士業務を行えない人が、申告書の作成などを行っている場合があります。

また、振替納税を利用されている人は、指定された預貯金口座の残高を確認しておいてください。振替納税をまだ利用されていない人は、手数が省け、うつかり納期限を忘れてしまうこともない振替納税が大変便利ですので、ぜひご利用ください。

このような「にせ税理士」は、法律に違反するだけでなく、依頼した人に迷惑をかける結果となることが多いので、くれぐれもご注意ください。

